

令和3年度 第4回柿崎区地域協議会次第

日時：令和3年6月8日（火）午後6時

場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

- (1) 令和3年度柿崎区地域活動支援事業の採択について・・・・・・・・・・資料1
- (2) 地域活動支援事業の追加募集について・・・・・・・・・・資料2 資料3

5 報告事項

- (1) 柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告・・・・・・・・・・資料4 資料5

6 その他

- (1) 第5回柿崎区地域協議会の開催について

日 時：令和3年7月20日（火）午後6時～

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

内 容：令和3年度柿崎区地域活動支援事業（追加募集分）の採択について
（プレゼンテーション、審査及び採択決定）

- (2) その他

7 閉 会

令和3年度 地域活動支援事業 審査結果集計表

受付番号	提案回数	事業名	団体名	採択方針との合致	①公益性	②必要性	③実現性	④参加性	⑤発展性	共通審査基準の 評点 <small>小数点第4位を四捨五入</small>	事業費	補助対象経費 ⑦	補助率 ①	補助上限額 ⑧(⑦×①)	補助希望額 ⑨	決定額
					の平均点	の平均点	の平均点	の平均点	の平均点							
7	2回目	坂田池園地桜植替え事業	柿崎観光協会	13/13	4.769	4.615	4.462	4.154	3.000	21.000	913,000	913,000	0.9	821,000	821,000	
1	2回目	第4回手しごと・手づくり柿崎・上越作品展	手しごと・手づくり柿崎・上越作品展実行委員会	14/14	4.571	4.357	4.571	4.429	3.000	20.929	368,000	368,000	0.9	331,000	270,000	
3	10回目	黒川・黒岩ふれあい事業	16ピース	14/14	4.571	4.429	4.357	4.429	3.000	20.786	1,747,359	1,747,359	0.8	1,000,000	1,000,000	
5	12回目	ドーム周辺花いっぱい事業	花うえの会	14/14	4.500	4.357	4.500	4.071	3.000	20.429	280,000	280,000	0.8	224,000	224,000	
8	10回目	かきざき湖八重桜広場の八重桜植樹事業	ガンバ米山	14/14	4.643	4.357	4.357	4.071	3.000	20.429	426,800	426,800	0.8	341,000	341,000	
4	8回目	密蔵院周辺の整備および米山登山道古道整備事業	米山と密蔵院を結ぶふれあいパークの会	14/14	4.429	4.500	4.357	4.071	3.000	20.357	234,448	234,448	0.8	187,000	187,000	
2	12回目	柿崎まちづくりカレンダー作製事業	柿崎まちづくり振興会	14/14	4.643	4.286	4.500	3.929	2.929	20.286	850,000	850,000	0.8	680,000	500,000	
9	11回目	柿崎夕日フェスティバル事業	柿崎夕日フェスティバル実行委員会	14/14	4.500	4.143	4.214	4.357	3.000	20.214	309,650	309,650	0.8	247,000	247,000	
6	3回目	柿崎区農業の未来を考えるための地域ビジョン策定事業	柿崎農業の未来を考える会	14/14	4.286	4.643	4.071	3.857	3.000	19.857	461,000	461,000	0.8	368,000	368,000	
合 計											5,590,257	5,590,257		4,199,000	3,958,000	

配分額 7,100,000

地域活動支援事業 追加募集のスケジュール（案）

- ・地域活動を支援するため早めに募集し、7月開催の地域協議会で採択を決定する。
- ・6月25日便で町内会へ募集チラシを発送し、各世帯へ回覧する。
募集チラシは資料1-2のとおり。
- ・募集チラシは、回覧により周知するとともに、柿崎コミュニティプラザや公民館等に設置し広く募集をかける。

項 目		月 日
1	公民館等に募集チラシを設置	6月 9日（水）～
2	防災行政無線放送による周知	6月 9日（水）～
3	事前相談	6月 9日（水）～ 6月25日（金）
4	町内会へ募集チラシ（回覧）を発送	6月23日（水）
5	事業提案の募集期間（約2週間）	6月28日（月）～ 7月12日（月）
6	委員へ提案事業の審査依頼及び事業提案書、質問票を送付	7月13日（火）
7	提案団体へプレゼンテーションの開催案内を送付	7月13日（火）
8	委員からの質問票の提出期限	7月15日（木）
9	委員へ質問事項・採点票を送付 提案団体へ質問事項を送付	7月16日（金） ※質問の回答はプレゼンテーション の中で行う。
10	第5回地域協議会開催 （プレゼンテーション・質疑応答・ 基本審査、採択方針の適否・採点・ 採択決定）	7月20日（火）

[上越市地域活動支援事業（柿崎区）追加募集]

柿崎区をもっと元気にしたい！ まちづくり活動の追加提案を募集します！

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 不明な点がありましたら、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループへご連絡ください。

■追加募集期間



景家くん

令和3年6月28日(月)から
7月12日(月)まで(必着)



花ちゃん

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人または団体
(政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く)

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象外です。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕だけを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動、宗教活動を目的とする事業・公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします）
 - ④会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものにとらえられるため、対象外とします）
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和3年度末（令和4年3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む）して、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループに実績報告書を提出してください。

■補助金額

追加募集額 314万2千円の範囲

■応募について

- ・対象となる事業かどうかを確認しますので、まずは事前にご相談ください。
- ・事業提案書の様式があります。必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループに持参してください。

《ポイント！》

- ・補助金の交付決定前でも、事業提案書の提出日以降に着手する事業は対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となった場合や希望どおりの補助金額にならない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、必ず事前に柿崎区総合事務所総務・地域振興グループへご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と必ず事前の相談を行ってください。採択後は、所有者の承諾書等を提出していただきます。
- ・事業提案書、補助金交付申請書等の様式及びQ&Aは、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることもできます。

■問い合わせ

〒949-3292 上越市柿崎区柿崎 6405 番地
柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ 電話 5 3 6 - 6 7 0 1

地域の交通を考える会 会議記録

日時	令和3年5月21日(金) 18:30~19:30		武田委員長、吉井会長、貝谷委員、 吉村委員
場所	柿崎コミュニティプラザ 305~307 会議室	出席者	湯本清隆氏、中村和彦氏 まちづくり振興会：中村事務局長、新部次長 交通政策課 木南副課長、佐野係長、大熊主任 自治・地域振興課：廣川副課長：岡村係長 柿崎区総合事務所：柿村次長
記録者	武田委員長	欠席者	岩野委員、片桐(宏)委員、小山委員
資料	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の概要及び実施要綱、 互助による輸送に対する補助金の上限額の計算(標準経費)		
標 題	第9回 地域の交通を考える会		
<p>1 前回からの確認事項の回答</p> <p>(1) 交通政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイヤー及びバス事業者へ委託した場合の経費 <ul style="list-style-type: none"> ①頸城ハイヤー(株) <ul style="list-style-type: none"> ➢運転手のみの場合 2,500円/H 平日毎日、10時間運行の場合の年間委託料が600万円になることから、団体の負担が大きくなるよう運行方法を含め運行時間の検討が必要である。 ➢車両込みの場合 3,200円/H 事業者の車両を使って運行するとなると、路線バスと同じように運輸局への申請が必要になる。自家用有償旅客運送制度を活用するのであれば、自家用の車で運行するのがよい。 ②頸北観光バス(株) バス料金を基準に算出することから高額となり、具体的な数字の提示はなかった。 <p>(2) 自治・地域振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両購入に対する補助制度 総務省の「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」が候補となる。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業主体：NPO法人や振興会など地域の運営組織 ②対象事業：活性化プランを作成する。 ⇒路線バスが廃止になったあと、住民の生活の足をどのように守るか。それを実現するための取組内容等を記載する。 ③補助限度額：1,500万円(定額補助) ※国との協議を早く進めることが必要だが、そのためには、並行して運行するための体制づくりをしていかなければならない。 <p>2 互助による輸送に対する補助金上限額の説明</p> <p>交通政策課が、黒岩線、水野線の2路線を廃止し互助による輸送を行った場合の補助金の算出方法を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日、1日6便(3往復)運行 ・通常運行に要する経費(人件費、燃料費、間接経費、車両保険料)の90%と準備経費(チラシ作成代、バス停設置費、安全講習等)の合計額を補助 ・上記の算出根拠で計算すると3,664千円が上限額となる。 ・上限額を超えた部分は自己負担となり、会費や利用料金で賄うことになるので、どこまで運行するかは地域の中で検討してほしい。 			

3 主な意見等

(1) 互助による輸送の取組について

□交通政策課

- ・互助による輸送に対する補助金は、頸城ハイヤー(株)に運行を委託し委託料が 600 万円になっても、1 日 5 往復運行して経費がかかったとしても上限額は 3,664 千円であり、補助金が増額になることはない。
- ・水野線と黒岩線の 2 路線を廃止した場合、1 日 3 往復の運行、運行キロ数 33.7 km を基本に補助金の上限額を算出している。
- ・三和区や中ノ俣で互助による輸送を行っているが、車両を所有しており現在リースを補助制度の中に組み入れていない。
- ・三和区はデマンド運行だが、想定した利用客数より少なく 1~2 人/便。中ノ俣は人口が少なく参考にならないと思うが、1 週間に 1 便で利用は 1~2 人ほどだ。

□柿崎まちづくり振興会

- ・補助金は初期投資のみで、車両の更新のときに使えない。
- ・補助金を使い車両を購入し運行を始めたとしても、集落がなくなり運行できなくなる場合も考えられる。そうなったときには補助金を返還しなければならない。
- ・今後、利用が増えるとは考えられない。柔軟に考えていくしかないが、さまざまなケースを想定していかないと検討に入れない。

□自治・地域振興課

- ・国の補助金を活用して車両を購入したとしても、利用がなければ運行を維持できない。利用を増やせば次の手もある。地域でバスを運行する前提に立つのであれば、利用を今よりも増やしていかなければならない。
- ・「どのように運行するのか」「利用者を増やすにはどうしたらよいか」地域で建設的に考えていく必要があるのではないかと。

(2) 運転手の単価について

□柿崎まちづくり振興会

- ・1,170 円/H で雇っている。半端な金額では責任ある仕事はしたくないと言われている。
- ・市の考え方は分かるが実態は違う。地域で話し合った内容に制度等を変えていかないと実施は難しい。

□地元代表

- ・現実的に 890 円/H では運転手をやってくれない。
- ・上限額 360 万円/年では、互助に取組む気持ちになれない。もう少し上乗せしてほしい。

□交通政策課

- ・他の補助制度の運転手や公用車の運転手もこの単価であるが、皆さんの要望もあることから、今後検討したい。
- ・運行するに当たって事業の簡素化、効率化に取り組み経費を縮減してほしい。

□自治・地域振興課

- ・市民の要望に応じて内容を改善してきているところもある。全ての案件で希望が叶うと約束はできないが、皆さんのご意見、ご要望が地域や市の取組へいい方向へ向かわせる力になっている。

(3) まとめ

□委員長

- ・本日の意見を踏まえ、柿崎まちづくり振興会が受け皿となって互助による輸送の検討に入る。

柿崎空き家活かそうプロジェクト 会議記録

日時	令和3年5月18日(火) 18:00~19:45	出席者	蓑輪委員長、片桐(充)委員、小出委員、 白井委員、中村委員、箕輪委員
場所	市民活動室		
記録者	蓑輪委員長	欠席者	薄波副委員長
標 題	第6回柿崎空き家活かそうプロジェクト		

○本日のテーマ

「第5回会議までの検討結果のまとめ」

1 蓑輪委員長から資料に基づき検討経過の報告及び問題点等を提示

- ・プロジェクトの発足から地域おこし協力隊等との意見交換までの検討概要。
- ・検討経過及び報道資料を踏まえた空き家情報の把握、発信等の問題の提示。

2 検討課題について意見交換

- ・上越市に空き家の情報提供を要望したが、個人情報観点から提供してもらえなかった。上下浜町内会のように、町内会長へ要請すれば情報提供してくれる町内会もあるが、個人情報でもあり、委員会が全町内会の空き家情報を把握することは困難と思われる。
- ・相続の関係で揉めている空き家もあり、空き家といってもプロジェクトの目的に沿った活用ができない空き家もある。
- ・近所で空き家が売れたとか、誰それが買ったとかという話も聞くが、そうした空き家を売りたい人の情報をいかに集めるかが重要だと思う。しかし、実際に不動産業者のようにそうした情報を把握することは困難であり、把握できなくても仕方ないのではないか。
- ・委員会としては、上越市の空き家バンクに登録された空き家をベースとした活用促進を基本とし、どのように空き家バンクへの登録を増やして、どのように充実した空き家情報(空き家バンク制度)を発信していくかを検討すべきである。
- ・空き家の売買による定住化等の活用だけではなく、空き家を借りて地域の活性化につながるような取り組みも積極的に検討する必要がある。
- ・空き家を住まいとして活用するには、中山間地や田園地区の農業後継者不足を補うための新規就農希望者を呼び込む検討も重要であると思われる。
- ・柿崎区には、空き家を活用した男性用の障害者共同生活援助施設が街中にあり、浜地区に女性用の施設がある。しかし、女性用施設は少人数・小規模な施設であり、今後、女性用施設の増設が望まれる。
- ・障害者共同生活援助施設に入居している方が通所している「ふれんどり～ミルはまなす」の姉妹事業所である就労支援施設が吉川区にオープンしたこともあり、今後は社会福祉協議会などの組織と連携して空き家を活用した福祉施設の設置の推進も検討すべきである。

- ・今後、人口減少・地域活性化対策としての空き家活用方針確定後、その方針の推進を担う組織として上越市の担当部署、柿崎まちづくり振興会などのほか、新たにNPO法人組織を立ち上げる選択肢もある。組織が担う業務等は、今後さらに議論を重ねてから判断することとする。

3 今後の検討の方向性について

本日の検討結果を踏まえ、次のように集約する。

- 空き家情報の把握、発信に関する現状の問題点の上越市への提議。
- 中山間地・田園地区と街中・浜地区に区分される地域性や公共施設、交通網、生活用品購入店舗などの生活の基盤となる施設の立地状況を踏まえた柿崎区に適した空き家の活用の検討。

事 例

○中山間地・田園地区

柿崎区の基幹産業が農業であることを踏まえ、農業後継者不足を補うための新規就農希望者を呼び込む対策と、空き家の活用をどのように結びつけるかの検討。

○街中・浜地区

生活の基盤となる施設の立地状況や海に面した地域であることを生かして、空き家をどのように活用するかの検討。

- ・新たな住居として活用
- ・夏季の海のレジャーを楽しむための施設として活用
- ・福祉施設として活用
- ・地域交流の施設として活用

- 人口減少・地域活性化対策としての空き家活用方針の推進を担う組織の検討。

4 次回の会議の開催日時とテーマ

- ・日 時：6月15日（火）午後6時～
- ・会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 市民活動室
- ・テーマ：空き家プロジェクトの検討報告の原案の検討